

図書館送信の 除外手続について

国立国会図書館電子情報部電子情報企画課
副主査 河合 真希

図書館送信の対象資料

報告2の
再掲

- 著作権法の記載
 - 絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料
- [国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項](#)（資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 H24.12）の記載
 - 入手困難な資料とは、[流通在庫（出版者、書店等の市場）がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料](#)とする。ただし、オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は、現に商業的に流通している事実を踏まえ、入手可能なものとして扱う。
 - [漫画（絵本も）](#)については、取扱いを留保する。
 - [商業出版社に係る雑誌](#)については、取扱いを留保する。

2017/6/23

国立国会図書館

2

送信対象の候補とする資料

◆ 合意事項より、2「(2)送信候補とする資料について」

- ① 図書：戦前の資料は、送信対象候補とする。戦後の資料については、入手困難とした資料に限定し、送信対象候補とする。ただし、漫画については、電子書籍市場に及ぼす影響に鑑み、取扱いを留保する。
- ② 雑誌：官庁出版物は、送信対象候補とする。その他の資料は、著作権等管理事業者により著作権が管理されている資料を除き、送信対象候補とするが、商業出版社に係る資料については、取扱いを留保する。
- ③ 博士論文：出版されているものを除き、送信対象候補とする。ただし、主論文が出版されておらず、参考論文等付随する論文のみが出版されている場合、付随する論文を除外する。

2017/6/23

国立国会図書館

3

送信対象資料決定のプロセス

• 三段階の除外手続

① 入手可能性調査

- 図書：民間の在庫DBと機械的に突合し、市場で流通しているものを除外（戦後期のみ）。ただし、漫画・絵本は一律留保（=除外手続を経ず送信しない）
- 雑誌：官庁出版物以外の雑誌について、商業出版関係を留保、管理委託著作物を除外
- 博士論文：出版されているものを除外

② 事前除外手続

- 出版者及び著作（権）者からのお申出に基づき、除外基準に該当するものを除外
- 事前除外手続期間終了後に送信対象資料を決定し、送信を開始

③ 事後除外手続

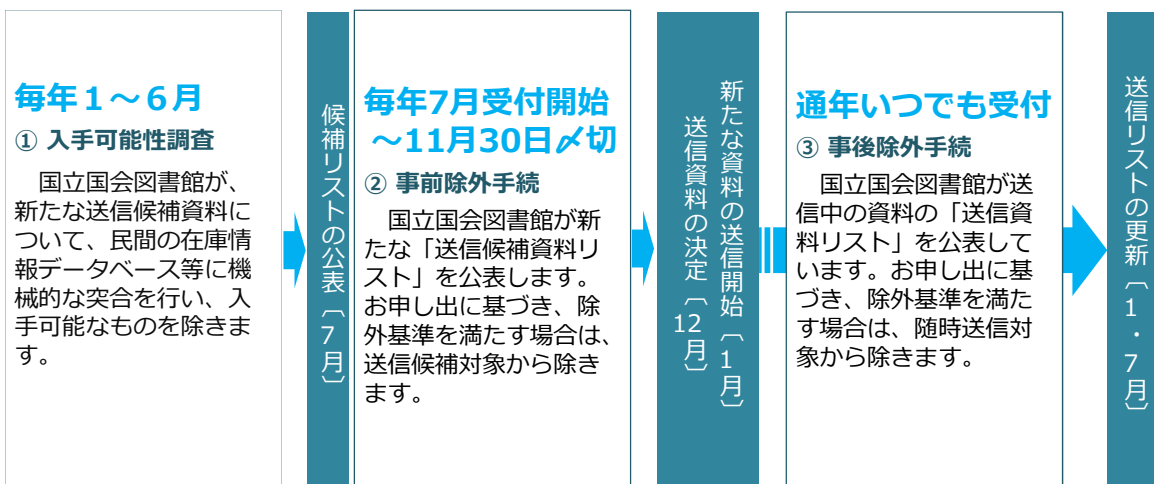
- 送信開始後も随時、出版者及び著作（権）者からのお申出に基づき、除外基準に該当するものを除外

2017/6/23

国立国会図書館

4

スケジュール



2017/6/23

国立国会図書館

5

入手可能性調査

- 資料種別に応じた調査を行い、送信候補資料リストを作成する。

図書：戦後期の資料について、市場で流通しているかを調査

雑誌：官庁出版物か商業出版物か、又は著作権等管理事業者に管理委託されているかを調査

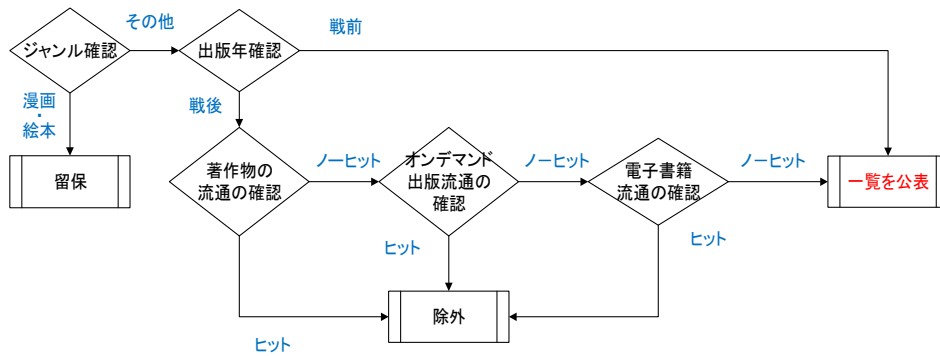
博士論文：出版されているかを調査

2017/6/23

国立国会図書館

6

入手可能性調査の手順（図書）

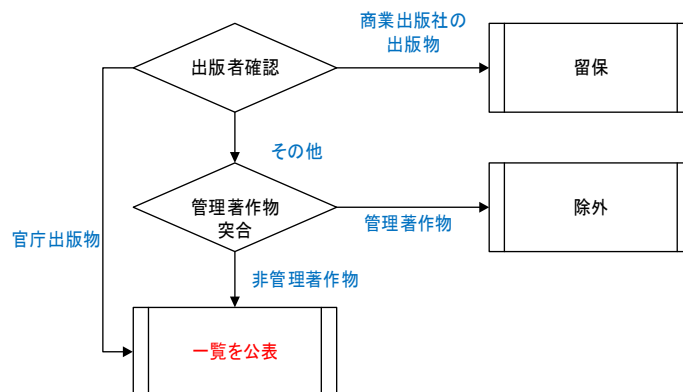


2017/6/23

国立国会図書館

7

入手可能性調査の手順（雑誌）



2017/6/23

国立国会図書館

8

除外基準

	要件 ※1	申出者	当館による確認内容
①	当該資料又は同内容の著作物が市場（オンデマンド出版及び電子書籍市場を含む。）において流通している場合	誰でも可	公開情報により流通を確認（流通が未だの場合は、おおむね3か月を目安に流通予定であることを公開情報により確認）
②	当該資料又は同内容の著作物の著作権が著作権等管理事業者※2により管理されている場合	誰でも可	著作権等管理事業者における管理有無を確認
③	当該資料の著作者から送信利用の停止の要請があった場合	著作者（出版関連団体・出版社経由も可）	請求者適格のみ確認

※1：漫画・絵本、商業出版雑誌については、送信を留保しているため、除外基準を満たさなくとも送信対象から除きます。

※2：著作権等管理事業法に基づき、文化庁長官の登録を受けて著作権等管理事業を行う者を指します。

2017/6/23

国立国会図書館

9

除外申出手続の手順

- ① 国立国会図書館ホームページから「送信（候補）資料リスト」をダウンロードしてください。
- ② リストを確認し、除外理由に該当する資料があれば、リストの該当箇所に必要事項を記入してください。
- ③ 必要事項を記入したリストをメール添付で送付してください。

- 宛先：
国立国会図書館関西館 電子図書館課 電子化資料提供係
jogai@ndl.go.jp

2017/6/23

国立国会図書館

10

リストの記入イメージ

			http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2931956	件名標目の選び方と付け方	...
○	①	出版予定 （「これから出る本」○月上旬号）	http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2931960	件名目録の作り方	...
			http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2931969	分類作業：NDCの つかい方を中心に	...
○	②	管理団体委託 （学著協）	http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2931965	図書分類法要説	...
			http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2931964	比較分類法概論	...
○	③	□山△郎	http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2931966	図書分類法要説	...
			http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2931962	目録編成規則	...

2017/6/23

国立国会図書館

11

除外申出への対応手順

- ① メール受信後、国立国会図書館担当者が内容を確認します。
 - 必要に応じて、電子メール、電話等で問い合わせをさせていただきます。
- ② 除外基準に合致していれば除外作業を行います。
- ③ 除外する／しないに関わらず、申出者に対応結果を連絡します。

2017/6/23

国立国会図書館

12

(参考)これまでの除外申出状況(図書)

(丸括弧は事前除外手続きの内数)

申出資料点数		除外とした 点数	除外しな かった点数	申出取下げ となった 点数	確認中の 点数	
10,247 (8,776)		4,985 (3,531)	3,028 (3,014)	2,232 (2,231)	2 (0)	
内訳	除外基準①					5,505 (5,368)
	除外基準②					1,786 (585)
	除外基準③					2,745 (2,612)
	上記以外※	211 (211)				

※除外基準に基づく除外ではなく留保の扱いとするもので、絵本等の場合。

2017/6/23

国立国会図書館

13

除外手続きマニュアル

- 除外手続きの詳細については、ホームページに掲載しているマニュアルもご覧ください。
 - 事前除外手続きについて
(事前除外手続きの期間中 (7月～11月) に掲載されます。)
 - 事後除外手続きについて
http://dl.ndl.go.jp/files/jogai/manual_jigo.pdf

2017/6/23

国立国会図書館

14

よくあるご質問

- 著作者が死亡している場合、遺族等の著作権継承者が除外基準③に基づいて除外申出をすることはできますか？
 - ▶ 除外基準③に基づく除外申出は、著作者ご本人からのみ受け付けます。除外基準②のご利用をご検討ください。
- 複数の著作者による作品集（アンソロジー）について、著作者のうちの一人の作品が入手可能な場合、除外申出をしたらその出版物全体は送信対象から除外されますか？
 - ▶ 除外されます。アンソロジーに限っては、除外申出があれば、著作者のうちの一人の作品であっても入手可能又は著作権等管理事業者に委託・管理されていることが確認できた場合、出版物全体は送信されません。
- ◆ 「除外手続Q&A」をご覧ください。

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/jogai_qa.html

2017/6/23

国立国会図書館

15

付：人格的利益の侵害等を理由とする 利用制限措置の申出

- 人格的利益の侵害や著作権侵害等の正当な理由に基づいた、当該資料の出版者からの送信利用の停止要請に対しては、別途、利用制限措置に関する手続で対応します。
- まず、申出の趣旨が「国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則」第2条の要件を満たすかを、ご検討ください。
 - ☞ 国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則の全文：
<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/a5214.pdf>
- ご検討の結果、利用制限措置の申出を希望する場合は、手続の詳細を電話でお問い合わせください。
 - ☞ お問い合わせ先：03-3506-3349（直通）
国立国会図書館収集書誌部
収集・書誌調整課納本制度係

2017/6/23

国立国会図書館

16